

○赤磐市週休2日工事試行実施要領

令和7年3月11日

告示第29号

(趣旨)

第1条 この要領は、建設現場における労働環境改善のため、赤磐市が発注する建設工事において、週休2日工事を実施するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 「週休2日」とは、原則として対象期間における土・日曜日を休日として確保し、現場閉所することをいう。

2 「週休2日工事」とは、週休2日を実施する工事をいう。

3 「対象期間」とは、工事着手日(準備期間を除く。)から現場完成日までをいう。なお、国民の祝日、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は含まない。

4 「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

5 「月単位」の週休2日とは、対象期間において、全ての月で4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

6 「通期」の週休2日とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

7 「4週8休」とは、対象期間内の全ての月ごとに現場閉所日数の割合(以下「現場閉所率」という。)が、28.5%(8日/28日)の水準の状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の閉所では28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、4週8休(28.5%)以上を達成しているものとみなす。

通期の4週8休とは、対象期間内の現場閉所率が、28.5%(8日/28日)の水準の状態をいう。

なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

(対象工事)

第3条 週休2日工事は、赤磐市が発注する原則全ての工事とする。

2 発注者指定方式 発注者は、前項の工事を発注する場合は、特記仕様書に週休2日工事の対象工事である旨を明記するものとする。ただし、市長が必要と認めるときは、発注者は、週休2日対象外の工事については、特記仕様書に対象外である旨を明記するものとする。

3 受注者希望方式 受注者は、工事着手前に、発注者に対して月単位の週休2日に取り組

む旨を協議した上で取り組むものとする。ただし、市長が必要と認めるときは、発注者は、週休2日対象外の工事については、特記仕様書に対象外である旨を明記するものとする。

(実施方法)

第4条 週休2日工事の発注方式は、受注者希望方式とする。

2 受注者は、週休2日に取り組む旨を協議した後、施工計画書にも明記するとともに、休日等取得計画書を提出する。

3 発注者は、工事完成時に監督職員及び検査職員が現場閉所の達成状況を確認する。

4 前2項に定めるもののほか、週休2日工事の実施に当たっては、別に定める特記仕様書により行うものとする。

(設計変更)

第5条 発注者は、受注者が前条第2項の規定により週休2日工事の実績を報告し、かつ、対象期間において週休2日を達成できた場合は、精算時に設計変更の対象とするものとする。

2 設計変更は、次のとおりとし、それぞれの経費に補正係数を乗じるものとする。ただし労務費については、複合単価、市場単価及び物価資料の掲載単価(材工単価)の労務費を含むものとする。

(1) 土木工事標準積算基準に類する場合

【月単位の週休2日適用工事(4週8休以上)】

- ・労務費 1.04
- ・機械経費(賃料) 1.02
- ・共通仮設費率 1.03
- ・現場管理費率 1.05

【通期の週休2日適用工事(4週8休以上)】

- ・労務費 1.02
- ・機械経費(賃料) 1.02
- ・共通仮設費率 1.02
- ・現場管理費率 1.03

(2) 建築工事積算基準に類する場合

【月単位の週休2日適用工事(4週8休以上)】

- ・労務費 1.04

【通期の週休2日適用工事(4週8休以上)】

- ・労務費 1.02

(工事成績評定)

第6条 発注者は、受注者が第4条第2項の規定により週休2日工事の実績を報告し、かつ、対象期間において週休2日を達成できた場合は、工事成績評定表の工程進捗状況の項目で評価するものとする。なお、週休2日を確保できなかった場合においても減点は行わな

いものとする。

(履行証明書)

第7条 発注者は、受注者が第4条第2項の規定により週休2日工事の実績を報告し、かつ、対象期間において週休2日を達成した上で、しゅん功検査に合格した受注者に対して、週休2日工事履行証明書(別記様式)を発行する。

(その他)

第8条 この要領に定めのない事項については、別に定めるものとする。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行し、同日以降に入札公告、指名通知又は見積書の提出依頼を行う工事から適用する。

別記様式(第7条関係)

週休2日工事履行証明書

年 月 日

様

赤磐市長

赤磐市発注の下記工事について、赤磐市週休2日工事試行実施要領に基づく週休2日工事の履行を証明する。

工 事 名 :

契 約 日 :

工 期 :
(最 終)

受 注 者 :

週休2日の実績 :